

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成15年12月12日施行

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「<u>セミトレーラ</u>」とは、<u>前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。</u></p> <p>— (略)</p> <p>～</p> <p>⑮ 「<u>緊急自動車</u>」とは、消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛庁用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は<u>被収容者</u>の警備のため使用する自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。</p> <p>～</p> <p>25 (略)</p> <p>26 「<u>車両中心線</u>」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。</p> <p>ア、イ (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>①～③ (略)</p> <p>— (略)</p> <p>～</p> <p>⑭ 「<u>緊急自動車</u>」とは、消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛庁用自動車であつて緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は<u>被収容車</u>の警備のため使用する自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。</p> <p>～</p> <p>24 (略)</p> <p>25 「<u>車両中心線</u>」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。</p> <p>ア、イ (略)</p>

ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（25イに規定する側車付二輪自動車を除く。）にあつては、前後車輪（側車付二輪自動車の側車輪を除く。）のタイヤ接地部中心点を通る直線

エ、オ（略）

27（略）

～

36（略）

第3章 審査結果の通知

3-3-4 車名欄及び型式欄

①～③（略）

④ 別添1「改造自動車審査要領」記3.(1)から(9)までに該当する改造を行った自動車（「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。

⑤（略）

⑥ 別添2「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であつて、同要領でいう届出車と同一又は関連有りとして判断した自動車にあつては、その届出車の車名及び型式（型式については、届出車の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「-」を付すものとする。）。ただし、届出車と関連ありと判断した自動車であつて、原動機の型式が異なる場合でその届出車の型式が原動機の識別記号を含んでいる場合には、当該識別記号を搭載されている原動機の識別記号に置き換えて記載する。

⑦（略）

3-4-5 保留

ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車（24イに規定する側車付二輪自動車を除く。）にあつては、前後車輪（側車付二輪自動車の側車輪を除く。）のタイヤ接地部中心点を通る直線

エ、オ（略）

26（略）

～

35（略）

第3章 審査結果の通知

3-3-4 車名欄及び型式欄

①～③（略）

④ 「改造自動車審査要領」記3.(1)から(9)までに該当する改造を行った自動車（「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。

⑤（略）

⑥ 「並行輸入自動車審査要領」に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であつて、同要領でいう届出車と同一又は関連有りとして判断した自動車にあつては、その届出車の車名及び型式（型式については、届出車の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「-」を付すものとする。）。ただし、届出車と関連ありと判断した自動車であつて、原動機の型式が異なる場合でその届出車の型式が原動機の識別記号を含んでいる場合には、当該識別記号を搭載されている原動機の識別記号に置き換えて記載する。

⑦（略）

3-4-5 保留

2-3(1)及び2-7の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合には、その理由又は2-3(1)の該当する番号のいずれかを検査票1又は検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。

第4章 新規検査及び予備検査

4-6 安定性

4-6-1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)

① (略)

② 牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結した状態においても、①の基準に適合すること。

～ (略)

4-10 速度抑制装置

4-10-1 装備要件

(1) (略)

(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であつて、次に掲げる改造のように改造の方法が別添1「改造自動車審査要領」の「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」に含まれないときは、当該自動車は、(1)の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。

①～③ (略)

4-10-2 性能要件(書面等による審査)

1-6-1及び2-2-1の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合には、その理由又は1-6-1の該当する番号のいずれかを検査票1又は検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

なお、審査保留欄が無い場合は、審査結果通知欄近くの余白に審査保留と記載し、その上に押印等を行う。

第4章 新規検査及び予備検査

4-6 安定性

4-6-1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安全な運行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)

① (略)

② 牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結した状態においても、前号の基準に適合すること。

～ (略)

4-10 速度抑制装置

4-10-1 装備要件

(1) (略)

(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であつて、次に掲げる改造のように改造の方法が別添1「改造自動車審査要領」の「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」に含まれないときは、当該自動車は、(1)の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。

①～③ (略)

4-10-2 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

① 細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6. 又は細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

② (略)

(3) (略)

4 - 11 走行装置

4 - 11 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 軽合金製ディスクホイールであつて、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク若しくはJWL-Tマーク又は自動車製作者を表すマークがホイールを車両に取り付けた状態で容易に確認できる箇所に鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第11条第1項、細目告示第89条第3項関係）

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係、細目告示第89条第4項関係）

①～④ (略)

(4) (略)

(1) (略)

(2) (略)

① 細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6. 又は細目告示別添96「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6.に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

② (略)

(3) (略)

4 - 11 走行装置

4 - 11 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 軽合金製ディスクホイールであつて、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク若しくはJWL-Tマーク又は自動車製作者を表すマークがホイールを車両に取り付けた状態で容易に確認できる箇所に鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第89条第3項関係）

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係、細目告示第4条第3項関係、細目告示第89条第4項関係）

①～④ (略)

(4) (略)

4 - 12 操縦装置

4 - 12 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第10条関係）

①から②（略）

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗淨液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置

(2)（略）

4 - 15 制動装置

4 - 15 - 1 装備要件

(1) 自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、4-15-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、4-15-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第12条第1項関係）

(2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 未満の自動車を除く。）を除く。）の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）を省略することができる。（保安基準第12条第2項関係）

4 - 15 - 2 - 3 書面等による審査

4 - 12 操縦装置

4 - 12 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第10条関係）

①から②（略）

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓拭器、洗淨液噴射装置及びデフロスタの操作装置

(2)（略）

4 - 15 制動装置

4 - 15 - 1 装備要件

(1) 自動車には、4-15-2の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、4-15-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。（保安基準第12条第1項関係）

(2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 未満の自動車を除く。）を除く。）の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。（保安基準第12条第2項関係）

4 - 15 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

① 4-15-2-1 (2)の自動車の制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 2 項関係)

②～⑤ (略)

(2) 書面その他適切な方法により審査したときに(1)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

① 4-15-2-1 (2)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア～ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 次に掲げる車両総重量が 3.5t を超え12t 以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置

a、b (略)

(ウ) (略)

エ～オ (略)

～ (略)

(3) 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)①から⑤までの基準のうち、当該指定自動車等の制動装置に適用される基準と同一のものに適合するものとする。

この場合において、指定自動車等であって、制動装置について別添 1「改造自動車審査要領」3.(6)に該当する改造がなされていない場合は、同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているものとみなす。

4 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)

① 4-15-2-1 (2)の自動車の制動装置は、告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合すること。(細目告示第 93 条第 2 項関係)

②～⑤ (略)

(2) 書面その他適切な方法により審査したときに(1)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

① 4-15-2-1 (2)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア～ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 次に掲げる車両総重量が 3.5t を超える12t 以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置

a、b (略)

(ウ) (略)

エ～オ (略)

～ (略)

4 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

4 - 16 - 1 - 2 書面等による審査

牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添 93「連結車両の制動作動遅れ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。(細目告示第 94 条第 1 項関係)

4 - 21 電気装置

4 - 21 - 1 性能要件(視認等による審査)

～ (略)

③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。)ものとする。

④ (略)

4 - 22 車枠及び車体

4 - 22 - 1 - 1 視認等による審査

(1)、(2) (略)

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)

①、② (略)

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

(4) ～ (9) (略)

4 - 16 - 1 - 2 書面等による審査

牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添 92「連結車両の制動作動遅れ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。(細目告示第 94 条第 1 項関係)

4 - 21 電気装置

4 - 21 - 1 性能要件(視認等による審査)

～ (略)

③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。)ものとする。

(略)

4 - 22 車枠及び車体

4 - 22 - 1 - 1 視認等による審査

(1)、(2) (略)

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)

①、② (略)

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であって、次の規定に適合するもの

(4) ～ (9) (略)

(10) (略)

① 形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。

、 (略)

(11)(略)

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第10項関係)

(6) (略)

4 - 23 巻込防止装置

4 - 23 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

① (略)

② (略)

例(4)バラセメントセミトレーラの場合 図中

550mm 以下

650mm 以下

450mm 以下

(2) 貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。)にあつては、(1)①及び②の基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上600mm以下となるように取り付けられていけばよい。(昭和54年運輸省令第8号附則第4項関係、細目告示第23条第5項関係、細目告示第101条第5項関係)

4 - 24 突入防止装置

(10) (略)

① 形状は、1辺の長さが50cm以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは12mm程度とする。

、 (略)

(11)(略)

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第100条第10項関係)

(6) (略)

4 - 23 巻込防止装置

4 - 23 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

① (略)

② (略)

例(4)バラセメントセミトレーラの場合 図中

550 以下

650 以下

450 以下

(2) 貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。)にあつては、(1)①及び②の基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上600mm以下となるように取り付けられていけばよい。(昭和54年運輸省令第8号附則第4項関係、告示第23条第5項関係、告示第101条第5項関係)

4 - 24 突入防止装置

4 - 24 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5 t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、4-24-2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係）

①～④（略）

4 - 24 - 3 取付要件（視認等による審査）

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係）

①、②（略）

4 - 27 運転者席

4 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)（略）

① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。以下同じ。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、

4 - 24 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5 t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラの後面には、4-24-2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係）

①～④（略）

4 - 24 - 3 取付要件（視認等による審査）

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係）

①、②（略）

4 - 27 運転者席

4 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)（略）

① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。以下同じ。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

②、③（略）

(2)（略）

4 - 28 座席

4 - 28 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係）

① 自動車の運転者席の幅は、4-12-1 (1) に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

②～④（略）

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて4-30-1に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）

①～②（略）

(3)～(7)(略)

4 - 28 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受

②、③（略）

(2)（略）

4 - 28 座席

4 - 28 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 座席は、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するように設けられていなければならない。

（保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係）

① 自動車の運転者席の幅は、保安基準第 10 条各号に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。

②～④（略）

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて保安基準第 22 条の 3 第 1 項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 28 条第 2 項関係、細目告示第 106 条第 2 項関係）

①～②（略）

(3)～(7)(略)

4 - 28 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合にお

けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 4 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

ア～カ (略)

- (2) (1)の自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。)の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、(1)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 4 項関係、細目告示第 28 条第 4 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

(3) (略)

4 - 30 座席ベルト等

4 - 30 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1)、(2) (略)

- (3) 4-30-1の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 78 条第 6 項関係)

(4) (略)

4 - 32 頭部後傾抑止装置等

4 - 32 - 1 装備要件

ける乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。

(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 4 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

ア～カ (略)

- (2) (1)の自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。)の座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合における当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、(1)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 4 項関係、細目告示第 28 条第 4 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)

(3) (略)

4 - 30 座席ベルト等

4 - 30 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1)、(2) (略)

- (3) 4-1-19-1の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 78 条第 6 項関係)

(4) (略)

4 - 32 頭部後傾抑止装置等

4 - 32 - 1 装備要件

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4-28-1-2(1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、4-32-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

4-32-2 性能要件（書面等による審査）

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。

①～③（略）

4-35 立席

(1) 自動車の立席は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面に限り設けることができる。この場合において、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席については、この限りでない。（保安基準第24条第1項関係、細目告示第34条第1項及び第2項関係、細目告示第112条第1項及び第2項関係）

(2) (1)において、「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、室内高を測定する場合には、車室の天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯等は取り付けられていないものとみなすことができるものとする。また、ライン・ライト、通風ダクト等一定の幅と長さを有する突出物であつて床面からその下面までの高さが1,800mm未満のものを有する自動車にあつては、通路の面積から当該構造物

自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（4-28-1-2(1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、4-32-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）

4-32-2 性能要件（書面等による審査）

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。

①～③（略）

4-35 立席

(1) 自動車の立席は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面に限り設けることができる。この場合において、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席については、この限りでない。（保安基準第24条第1項関係、細目告示第34条第1項関係、細目告示第112条第1項関係）

(2) (1)において、「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、室内高を測定する場合には、車室の天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯等は取り付けられていないものとみなすことができるものとする。また、ライン・ライト、通風ダクト等一定の幅と長さを有する突出物であつて床面からその下面までの高さが1,800mm未満のものを有する自動車にあつては、通路の面積から当該構造物

の投影面積を差し引くものとする。(細目告示第 34 条第 3 項関係、細目告示第 112 条第 3 項関係)

(3) (1)の規定にかかわらず、幼児専用車には、立席を設けることができない。(保安基準第 24 条第 2 項関係、細目告示第 34 条第 4 項関係、細目告示第 112 条第 4 項関係)

(4) 立席人員一人の占める広さは、 0.14 m^2 とする。(保安基準第 24 条第 3 項関係、細目告示第 34 条第 5 項関係、細目告示第 112 条第 5 項関係)

4 - 38 物品積載装置

4 - 38 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

① (略)

② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 ((2)の自動車を除く。以下この(1)において同じ。)の荷台(荷台が傾斜するものに限る。以下(1)において同じ。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1 m^3 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が普通自動車にあつては $1.5\text{t}/\text{m}^3$ 未満のもの、小型自動車にあつては $1.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満のもの

③、④ (略)

(2) (略)

4 - 40 窓ガラス

4 - 40 - 1 性能要件 (書面等による審査)

(1) (略)

(2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。(細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係)

(3)~(5) (略)

(6) 次に掲げる範囲は、(5)の「運転者席より後方の部分」とする。(細目告示第 39 条第 2 項関係、細目告示第 117 条第 3 項関係)

の投影面積を差し引くものとする。(細目告示第 34 条第 2 項関係、細目告示第 112 条第 2 項関係)

(3) (1)の規定にかかわらず、幼児専用車には、立席を設けることができない。(保安基準第 24 条第 2 項関係、細目告示第 34 条第 3 項関係、細目告示第 112 条第 3 項関係)

(4) 立席人員一人の占める広さは、 0.14 m^2 とする。(保安基準第 24 条第 3 項関係、細目告示第 34 条第 4 項関係、細目告示第 112 条第 4 項関係)

4 - 38 物品積載装置

4 - 38 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

① (略)

② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車 ((2)の自動車を除く。以下この(1)において同じ。)の荷台(荷台が傾斜するものに限る。以下(1)において同じ。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積 (0.1 m^3 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が普通自動車にあつては $1.5\text{t}/\text{m}^3$ 未満、小型自動車にあつては $1.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満のもの

③、④ (略)

(2) (略)

4 - 40 窓ガラス

4 - 40 - 1 性能要件 (書面等による審査)

(1) (略)

(2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。(細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係)

(3)~(5) (略)

(6) 次に掲げる範囲は、(4)の「運転者席より後方の部分」とする。(細目告示第 39 条第 2 項関係、細目告示第 117 条第 3 項関係)

(7) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)までの基準に適合するものとする。(細目告示第117条第7項関係)

(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)までの基準に適合するものとする。(細目告示第117条第8項関係)
図(略)

4 - 41 窓ガラス貼付物等

4 - 41 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 4-40-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係)

①～⑥ (略)

⑦(略)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(以下4-41において「乗用自動車」という。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)(イ)(略)

イ (略)

～ (略)

(2)、(3)(略)

4 - 42 騒音防止装置

4 - 42 - 1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音

(7) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)から(6)までの基準に適合するものとする。(細目告示第117条第7項関係)

(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)から(6)までの基準に適合するものとする。(細目告示第117条第8項関係)
図(略)

4 - 41 窓ガラス貼付物等

4 - 41 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 4-40-1(5)に規定する窓ガラスには、次に定めるもの以外のものがはり付けられ、又は塗装等されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係)

①～⑥ (略)

⑦(略)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(以下本条において「乗用自動車」という。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)(イ)(略)

イ (略)

～ (略)

(2)、(3)(略)

4 - 42 騒音防止装置

4 - 42 - 1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音

防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係、細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係)

①～④ (略)

4 - 43 排出ガス等発散防止装置

4 - 43 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を 4 - 44 から 4 - 46 までの基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 31 条第 8 項関係)

4 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 45 - 1 - 2 書面等による審査

(1) (略)

①、② (略)

③ (略)

ア、イ (略)

ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

(2)、(3) (略)

4 - 50 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 50 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1)～(3) (略)

(4) (略)

① 型式指定自動車 (⑤に規定する自動車を除く。) であって諸元表等に記載された窒素酸化物 (軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。②から⑤までにおいて同じ。) に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係)

①～④ (略)

4 - 43 排出ガス等発散防止装置

4 - 43 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を 4 - 44 から 4 - 46 までの基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 31 条第 8 項関係)

4 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 45 - 1 - 2 書面等による審査

(1) (略)

①、② (略)

③ (略)

ア、イ (略)

ウ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

(2)、(3) (略)

4 - 50 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 50 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1)～(3) (略)

(4) (略)

① 型式指定自動車 (⑤に規定する自動車を除く。) であって諸元表等に記載された窒素酸化物 (軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。②から⑤までにおいて同じ。) に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

②～⑧ (略)

(5)～(8) (略)

(9) (略)

① 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日)以降のものにあっては平成5年11月30日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日)とする。

②、③ (略)

(10)、(11) (略)

(12) (略)

① (略)

② ①アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式4の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ 「NO_x・PM特例告示」第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては同第4条及び同第5条)の基準に適合していると認められるものにあつては「NO_x・PM適合」、「NO_x・PM特例告示」第2条に適合し、同第4条又は同第5条に適合しないものにあつては「NO_x・PM不適合」と3-3-15(3)の規定に基づき検査票2の備考欄に記載する。

④、⑤ (略)

4 - 51 走行用前照灯

4 - 51 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合す

②～⑧ (略)

(5)～(8) (略)

(9) (略)

① 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日)以降のものにあっては平成5年11月30日(車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日)とする。

②、③ (略)

(10)、(11) (略)

(12) (略)

① (略)

② ①アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式3の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。

③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア (略)

イ 「NO_x・PM特例告示」第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては同第4条及び同第5条)の基準に適合していると認められるものにあつては「NO_x・PM適合」、「NO_x・PM特例告示」第2条に適合し、同第4条又は同第5条に適合しないものにあつては「NO_x・PM不適合」と3-3-14(3)の規定に基づき検査票2の備考欄に記載する。

④、⑤ (略)

4 - 51 走行用前照灯

4 - 51 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第

るものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項及び第2項関係、告示第120条第1項関係)

①～③ (略)

4 - 51 - 2 - 2 視認等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係)

①～⑤ (略)

4 - 51 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあつては①、④から⑩まで及び4-51-2-1③)に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第3項関係、細目告示第120条第2項関係)

① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1個又は2個、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)並びに最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあつては、1個、2個又は4個であること。この場合において、↔被牽引自動車、↑最高速度20km/h未満の自動車、⇓除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、○最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、◎二輪自動車、>側車付二輪自動車、●農耕作業用小型特殊自動車並びにhカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、車両の左右各

42条第1項及び第2項関係、告示第120条第1項関係)

①～③ (略)

4 - 51 - 2 - 2 視認等による審査

走行用前照灯は、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係)

①～⑤ (略)

4 - 51 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあつては①、④から⑩まで及び4-51-2-1③)に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第3項関係、細目告示第120条第2項関係)

① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1個又は2個、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)並びに最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあつては、1個、2個又は4個であること。この場合において、↔被牽引自動車、↑最高速度20km/h未満の自動車、⇓除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、○最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、◎二輪自動車、>側車付二輪自動車、●農耕作業用小型特殊自動車並びにhカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、車両の左右各

側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。

②～⑩ (略)

(2) (略)

4 - 52 すれ違い用前照灯

4 - 52 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)

① (略)

4 - 52 - 2 - 2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)

①～④ (略)

4 - 52 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項)

①～⑥ (略)

側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。

②～⑩ (略)

(2) (略)

4 - 52 すれ違い用前照灯

4 - 52 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い前照灯は、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)

① (略)

4 - 52 - 2 - 2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)

①～④ (略)

4 - 52 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項)

①～⑥ (略)

⑦ 電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯でき

⑦ 放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

⑧～⑬ (略)

(2) (略)

4 - 53 前照灯照射方向調節装置

4 - 53 - 1 装備要件

自動車には、4-53-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係）

4 - 53 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第8項関係）

①、② (略)

(2) (略)

4 - 54 前照灯洗浄器

4 - 54 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第10項関係）

①～② (略)

(2) (略)

ない構造であること。

⑧～⑬ (略)

(2) (略)

4 - 53 前照灯照射方向調節装置

4 - 53 - 1 装備要件

自動車には、4-1-31-2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係）

4 - 53 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、基準に適合するものでなければならない。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第8項関係）

①、② (略)

(2) (略)

4 - 54 前照灯洗浄器

4 - 54 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第10項関係）

①～② (略)

(2) (略)

4 - 55 前部霧灯

4 - 55 前部霧灯

4 - 55 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条第 2 項関係、細目告示第 43 条第 1 項関係、細目告示第 121 条第 1 項関係）

①～②（略）

4 - 55 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条第 3 項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係）

①～④（略）

⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10° の平面及び前部霧灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

⑥（略）

⑦ 前部霧灯は、4-55-3 (1) ①から⑥に規定するほか、4-51-3 (1) ④及び⑨の基準に準じたものであること。

⑧～⑫（略）

(2)（略）

4 - 55 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条第 2 項関係、細目告示第 43 条第 1 項関係、細目告示第 121 条第 1 項関係）

①～②（略）

4 - 55 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条第 3 項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係）

①～④（略）

⑤ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10° の平面及び前部霧灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

⑥（略）

⑦ 前部霧灯は、4-55-3 ①から⑦に規定するほか、4-51-3 (1) ④及び⑨の基準に準じたものであること。

⑧～⑫（略）

(2)（略）

4 - 56 側方照射灯

4 - 56 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条の 2 第 2 項関係関係、細目告示第 44 条第 1 項関係、細目告示第 122 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

4 - 56 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 122 条第 3 項関係）

①～⑦（略）

(2)（略）

4 - 57 車幅灯

4 - 57 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下4-62-1、4-63-1、4-69-1、4-71-1及び4-81-2-1 (1) ③において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備え

4 - 56 側方照射灯

4 - 56 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条の 2 第 2 項関係関係、細目告示第 44 条第 1 項関係、細目告示第 122 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

4 - 56 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 122 条第 3 項関係）

①～⑦（略）

(2)（略）

4 - 57 車幅灯

4 - 57 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるよう

るすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

4 - 57 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 1 項関係、細目告示第 123 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

4 - 57 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 123 条第 3 項関係)

①～⑫ (略)

(2) (略)

4 - 58 前部上側端灯

4 - 58 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 46 条第 1

に取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係、細目告示第 43 条第 1 項関係、細目告示第 123 条第 1 項関係)

4 - 57 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 1 項関係、細目告示第 123 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

4 - 57 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 123 条第 3 項関係)

①～⑫ (略)

(2) (略)

4 - 58 前部上側端灯

4 - 58 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 46 条第 1 項関係、細目告示第 124 条第 1 項関係)

<p>項関係、細目告示第 124 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94</u>「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 124 条第 3 項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 59 前部反射器</p> <p>4 - 59 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) <u>前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、</u>反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 59 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94</u>「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 93</u>「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 124 条第 3 項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 59 前部反射器</p> <p>4 - 59 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) <u>前部反射器は、</u>反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 - 59 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 93</u>「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)</p>
--	---

によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-59-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 60 側方灯

4 - 60 - 2 性能要件 (視認による審査)

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 48 条第 1 項関係、細目告示第 126 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

(2)(略)

4 - 60 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 側方灯は、4-62-3 (1)①の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器 (以下この条において「方向指示器等」という。) と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯

①～⑤ (略)

⑥ 前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 4-57-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

4 - 60 側方灯

4 - 60 - 2 性能要件 (視認による審査)

(1) 側方灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 48 条第 1 項関係、細目告示第 126 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

(2)(略)

4 - 60 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 側方灯は、4-62-3 (1)①の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器 (以下この条において「方向指示器等」という。) と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、保安基準第 41 条第 3 項の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示

する構造であり、4-72-3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

⑩～⑬（略）

(2)（略）

4 - 61 側方反射器

4 - 61 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 48 条第 3 項関係、細目告示第 126 条第 5 項関係）

①～④（略）

(2)（略）

4 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係）

①～⑤（略）

(2)（略）

4 - 62 番号灯

器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあつては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

⑩～⑬（略）

(2)（略）

4 - 61 側方反射器

4 - 61 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 48 条第 3 項関係、細目告示第 126 条第 5 項関係）

①～④（略）

(2)（略）

4 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係）

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係）

①～⑤（略）

(2)（略）

4 - 62 番号灯

4 - 62 - 2 性能要件（視認等による審査）

4 - 62 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係）

①～③ （略）

(2) (略)

4 - 63 尾灯

4 - 63 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

（保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係）

①～④ （略）

(2) (略)

4 - 63 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係）

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係）

～ （略）

(2)(略)

(1) 番号灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係）

①～③ （略）

(2) (略)

4 - 63 尾灯

4 - 63 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 尾灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係）

①～④ （略）

(2) (略)

4 - 63 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条第 3 項関係）

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 128 条第 3 項関係）

～ （略）

(2)(略)

4 - 64 後部霧灯

4 - 64 後部霧灯

4 - 64 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 51 条第 1 項関係、細目告示第 129 条第 1 項関係）

①～③ （略）

(2)(略)

4 - 64 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係）

～

(2)(略)

4 - 65 駐車灯

4 - 65 - 1 装備要件

自動車の前面及び後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。（保安基準第 37 条の 3 第 1 項）

4 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他

4 - 64 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 51 条第 1 項関係、細目告示第 129 条第 1 項関係）

①～③ （略）

(2)(略)

4 - 64 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係）

～

(2)(略)

4 - 65 駐車灯

4 - 65 - 1 装備要件

自動車の前面及び後面の両側又はその後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面）には、駐車灯を備えることができる。（保安基準第 37 条の 3 第 1 項）

4 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 52 条第 1 項関係、細目告示第 130 条第 1 項関係）

適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 52 条第 1 項関係、細目告示第 130 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

4 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

～ (略)

(2)(略)

4 - 66 後部上側端灯

4 - 66 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 53 条第 1 項関係、細目告示第 131 条第 1 項関係)

①～③ (略)

(2)(略)

4 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示

①～③ (略)

4 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 130 条第 3 項関係)

～ (略)

(2)(略)

4 - 66 後部上側端灯

4 - 66 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 1 項関係、細目告示第 131 条第 1 項関係)

①～③ (略)

(2)(略)

4 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関

別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係）

①～⑩（略）

(2)(略)

4 - 67 後部反射器

4 - 67 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 1 項関係、細目告示第 132 条第 1 項関係）

①～⑤（略）

(2)(略)

4 - 67 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条第 3 項関係）

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 132 条第 3 項関係）

①～⑤（略）

⑥ 後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、①から⑤までに規定するほか、4 - 63 - 3 (1)⑤の基準に準じたものであること。

⑦、⑧（略）

(2)(略)

4 - 68 大型後部反射器

係）」によるものとする。（細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 131 条第 3 項関係）

①～⑩（略）

(2)(略)

4 - 67 後部反射器

4 - 67 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 1 項関係、細目告示第 132 条第 1 項関係）

①～⑤（略）

(2)(略)

4 - 67 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条第 3 項関係）

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 132 条第 3 項関係）

①～⑤（略）

⑥ 後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、前各号に規定するほか、4 - 63 - 3 (1)⑤の基準に準じたものであること。

⑦、⑧（略）

(2)(略)

4 - 68 大型後部反射器

4 - 68 - 2 性能要件（視認等による審査）

4 - 68 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 55 条第 1 項関係、細目告示第 133 条第 1 項関係）

①～⑥ （略）

(2)(略)

4 - 68 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 133 条第 3 項関係）

①～⑤ （略）

(2)(略)

4 - 69 制動灯

4 - 69 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下 4 - 69 及び 4 - 70 において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 1 項関係、細目告示第 134 条第 1 項関係）

(1) 大型後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 55 条第 1 項関係、細目告示第 133 条第 1 項関係）

①～⑥ （略）

(2)(略)

4 - 68 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 133 条第 3 項関係）

①～⑤ （略）

(2)(略)

4 - 69 制動灯

4 - 69 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 1 項関係、細目告示第 134 条第 1 項関係）

①～⑤ （略）

①～⑤ (略)

(2)(略)

4 - 69 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)

①～⑧ (略)

(2)(略)

4 - 70 補助制動灯

4 - 70 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 57 条第 1 項関係、細目告示第 135 条第 1 項関係)

①～② (略)

(2)(略)

4 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」

(2)(略)

4 - 69 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条第 3 項関係)

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 134 条第 3 項関係)

①～⑧ (略)

(2)(略)

4 - 70 補助制動灯

4 - 70 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 57 条第 1 項関係、細目告示第 135 条第 1 項関係)

①～② (略)

(2)(略)

4 - 70 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、補助制動灯の照明部の取扱いは、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)

によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)

①～⑨ (略)

(2)(略)

4 - 71 後退灯

4 - 71 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 1 項関係、細目告示第 136 条第 1 項)

①～③ (略)

(2)(略)

4 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

①～⑦ (略)

(2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 136 条第 4 項関係)

①、② (略)

4 - 72 方向指示器

4 - 72 - 2 性能要件 (視認等による審査)

①～⑨ (略)

(2)(略)

4 - 71 後退灯

4 - 71 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車の後退灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 1 項関係、細目告示第 136 条第 1 項)

①～② (略)

(2)(略)

4 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

この場合において、後退灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 136 条第 3 項関係)

①～⑦ (略)

(2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 136 条第 4 項)

①、② (略)

4 - 72 方向指示器

4 - 72 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 方向指示器は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

4 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)

①～⑮ (略)

(3) (略)

4 - 73 補助方向指示器

4 - 73 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 60 条第 1 項関係、細目告示第 138 条第 1 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

4 - 73 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関

ときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 137 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

4 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)

①～⑮ (略)

(3) (略)

4 - 73 補助方向指示器

4 - 73 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 60 条第 1 項関係、細目告示第 138 条第 1 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

4 - 73 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付

し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 138 条第 3 項関係)

(2) (略)

4 - 74 非常点滅表示灯

4 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-72-2(1)(③の表ロ、ハ及びニを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係)

(2) (略)

4 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

4 - 77 非常信号用具

られなければならない。(保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 138 条第 3 項関係)

(2) (略)

4 - 74 非常点滅表示灯

4 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-72-2(1)(③の表のロ、ハ及びニを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係)

(2) (略)

4 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)

~ (略)

(2) (略)

4 - 77 非常信号用具

4 - 77 - 1 装備要件

4 - 77 - 1 装備要件

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、4-77-2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第43条の2関係）

4 - 78 警告反射板

4 - 78 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第43条の3関係、細目告示第65条関係、細目告示第143条関係）

①～④ （略）

4 - 79 停止表示器材

4 - 79 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① (略)

(図)

$$r = \underline{15+5}$$

25~50

~ (略)

(2)、(3) (略)

4 - 80 盗難発生警報装置

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告を行うことができるものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、4-77-2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第43条の2関係）

4 - 78 警告反射板

4 - 78 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車に備える警告反射板は、反射光により他の交通に警告が行うことができるものとして、形状、反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第43条の3関係、細目告示第65条関係、細目告示第143条関係）

①～④ （略）

4 - 79 停止表示器材

4 - 79 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① (略)

(図)

$$r = \underline{1515}$$

25-50

~ (略)

(2)、(3) (略)

4 - 80 盗難発生警報装置

4 - 80 - 2 性能要件（書面等による審査）

4 - 80 - 2 性能要件（書面等による審査）

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2 t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 78 「盗難発生警報装置の技術基準」（3.2.、4.1.2.1.(b)及び5.2.12.並びに別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項）

(2)、(3)（略）

4 - 81 後写鏡

4 - 81 - 2 - 2 書面等による審査

(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものを除く。）に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。（細目告示第 68 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 146 条第 1 項第 3 号関係）

(2)（略）

4 - 82 直前直左鏡

4 - 82 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2 t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 77 「盗難発生警報装置の技術基準」（3.2.、4.1.2.1.(b)及び5.2.12.並びに別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項）

(2)、(3)（略）

4 - 81 後写鏡

4 - 81 - 2 - 2 書面等による審査

(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものを除く。）に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、告示別添 79 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。（細目告示第 68 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 146 条第 1 項第 3 号関係）

(2)（略）

4 - 82 直前直左鏡

4 - 82 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1)（略）

(1) (略)

① 運転者が運転席において、4-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

(略)

(2)、(3) (略)

4 - 83 窓ふき器等

4 - 83 - 2 - 1 視認等による審査

(1)、(2) (略)

(3) (略)

① 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。

②、③ (略)

(4) (略)

4 - 83 - 2 - 2 書面等による審査

(1) 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。（保安基準第45条第3項関係、細目告示第69条第3項関係、細目告第147条第

① 運転者が運転席において、4-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

(略)

(2)、(3) (略)

4 - 83 窓ふき器等

4 - 83 - 2 - 1 視認等による審査

(1)、(2) (略)

(3) (略)

① 液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。

②、③ (略)

(4) (略)

4 - 83 - 2 - 2 書面等による審査

(1) 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 86「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。（保安基準第45条第3項関係、細目告示第69条第3項関係、細目告第147条第5項関係）

5 項関係)

(2)、(3) (略)

4 - 84 速度計等

4 - 84 - 2 - 2 視認等による審査

(2) (略)

① (略)

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

4 - 85 消火器

4 - 85 - 1 装備要件

① 火薬類 (4 - 93 - 1 (2))に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 1 号)

~ (略)

4 - 85 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 85 - 1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適應することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第

2 項関係)

① (略)

(表)

可燃性固体類及び可燃性液体類

②~④ (略)

(2)、(3) (略)

4 - 84 速度計等

4 - 84 - 2 - 2 視認等による審査

(2) (略)

① (略)

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

4 - 85 消火器

4 - 85 - 1 装備要件

① 火薬類 (第 5 1 条第 2 項各号)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 1 号)

~ (略)

4 - 85 - 2 性能要件(視認等による審査)

4 - 85 - 1 に掲げる自動車に備える消火器は、消火に適應することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)

① (略)

(表)

可燃性個体類及び可燃性液体類

②~④ (略)

4 - 87 運行記録計

4 - 87 運行記録計

4 - 87 - 1 装備要件

(1) 次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係）

、（略）

4 - 87 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 4-87-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係、細目告示第 151 条第 1 項関係）

①～② （略）

(2)（略）

4 - 88 速度表示装置

4 - 88 - 2 性能要件（視認等による審査）

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 1 項関係）

①～⑥ （略）

4 - 89 緊急自動車

4 - 89 - 1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるもの

4 - 87 - 1 装備要件

次の自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 1 項関係）

、（略）

4 - 87 - 2 性能要件（視認等による審査）

4-87-1 の自動車に備える運行記録計は、瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係、細目告示第 151 条第 1 項関係）

①～② （略）

(2)（略）

4 - 88 速度表示装置

4 - 88 - 2 性能要件（視認等による審査）

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができるものとして、表示構造、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 1 項関係）

①～⑥ （略）

4 - 89 緊急自動車

4 - 89 - 1 装備要件

緊急自動車には、警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項）

として、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、4 - 89 - 2 の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係）

4 - 89 - 2 性能要件

4 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) (略)

ア～オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)、(イ) (略)

(ウ) 2 回の計測値(エ)により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

(エ)(略)

4 - 89 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 1 項関係）

① 警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。

（細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号）

(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係）

① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局におい

4 - 89 - 2 性能要件

4 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

(2) (略)

ア～オ (略)

カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)、(イ) (略)

(ウ) 2 回の計測値(エ)により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

(エ)(略)

4 - 89 - 2 - 2 視認等による審査

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係）

① 警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。

（細目告示第 75 条第 1 号関係、細目告示第 153 条第 1 号）

② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海

て容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第75条第3号関係、細目告示第153条第3号)

② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。(細目告示第75条第4号関係、細目告示第153条第4号関係)

4 - 91 旅客自動車運送事業用自動車

4 - 91 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-86までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連接バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車は、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第50条関係、細目告示第77条第1項関係、細目告示第155条第1項関係)

①～③ (略)

④ (略)

ア (略)

イ (略)

上保安庁用自動車であつて緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第75条第3号関係、細目告示第153条第3号)

③ 車体の塗色の大部分の塗色が②に規定する塗色である場合は、②の基準に適合するものとする。(細目告示第75条第4号関係、細目告示第153条第4号関係)

4 - 91 旅客自動車運送事業用自動車

4 - 91 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-86までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添90「連接バスの構造要件」及び細目告示別添91「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車は、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第50条関係、細目告示第77条第1項関係、細目告示第155条第1項関係)

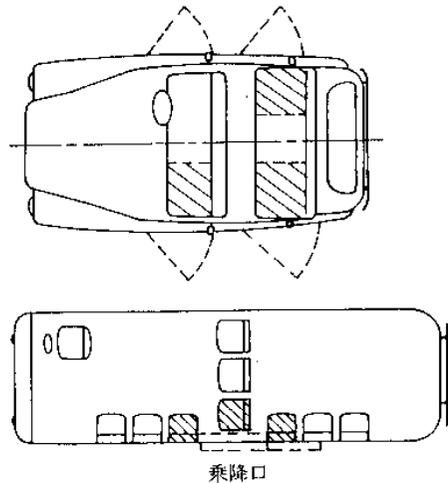
①～③ (略)

④ (略)

ア (略)

イ (略)

(参考図)



(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

図 (略)

図 (略)

(2) (略)

①、② (略)

③ (3)の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

④、⑤ (略)

(3)、(4) (略)

(参考図)

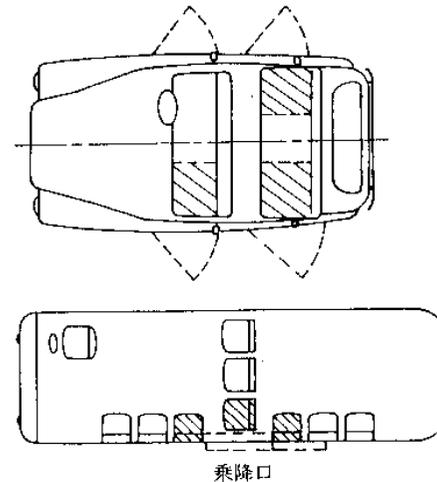


図 (略)

図 (略)

(2) (略)

①、② (略)

③ 次項の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

④、⑤ (略)

(3)、(4) (略)

4 - 93 火薬類を運送する自動車

4 - 93 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 火薬類を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 88 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 51 条関係、細目告示第 79 条第 1 項関係、細目告示第 157 条第 1 項関係）

①～④（略）

(2) 次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、(1)の規定は、これを適用しない。（保安基準第 51 条関係）

①～③（略）

(3)（略）

4 - 94 危険物を運送する自動車

4 - 94 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) ～ (4)（略）

(5)（略）

図（略）

（表）

単位 mm（を追加）

(6)（略）

4 - 96 最大積載量

(1)（略）

(2)（略）

① 貨物自動車の最大積載量の算定（②に掲げる場合を除く。）については、次によって行うものとする。この場合において、指定自動車等であつて、車体構造等を変更したもの（「道

4 - 93 火薬類を運送する自動車

4 - 93 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 火薬類を運送する自動車は、4 - 2 から 4 - 88 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 51 条第 1 項関係、細目告示第 79 条第 1 項関係、細目告示第 157 条第 1 項関係）

①～④（略）

(2) 次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、(1)の規定は、これを適用しない。（保安基準第 51 条第 2 項関係）

①～③（略）

(3)（略）

4 - 94 危険物を運送する自動車

4 - 94 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) ～ (4)（略）

(5)（表）

(6)（略）

4 - 96 最大積載量

(1)（略）

(2)（略）

① 貨物自動車の最大積載量の算定（②に掲げる場合を除く。）については、次によって行うものとする。この場合において、指定自動車等であつて、車体構造等を変更したもの（「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が 20t を超える改造等の取扱い

路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて(平成5年11月25日自技第165号)、「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

ア、イ(略)

②(略)

(3)～(11)(略)

4 - 98 指定自動車等

①～⑦(略)

⑧ 細目告示別添26「突入防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準(細目告示第24条第3項第2号関係)

⑨～⑪(略)

⑫ 被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては細目告示別添50「前照灯の技術基準」に定める基準(細目告示第42条第1項及び第5項関係)

⑬ 細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては細目告示別添54「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準(細目告示第42条第3項、第6項及び第7項関係、細目告示第43条第2項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第45条第2項関係、細目告示第46条第2項関係、細目告示第47条第2項関係、細目告示第48条第2項及び第4項関係、細目告示第49条第2項関

について(平成5年11月25日自技第165号)、「車両総重量が8tクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

ア、イ(略)

②(略)

(3)～(11)(略)

4 - 98 指定自動車等

①～⑦(略)

⑧ 細目告示別添26「突入防止装置取付装置の技術基準」に定める基準(細目告示第24条第3項第2号関係)

⑨～⑪(略)

⑫ 被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては細目告示別添49「前照灯の技術基準」に定める基準(細目告示第42条第1項及び第5項関係)

⑬ 細目告示別添51「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準(細目告示第42条第3項、第6項及び第7項関係、細目告示第43条第2項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第45条第2項関係、細目告示第46条第2項関係、細目告示第47条第2項関係、細目告示第48条第2項及び第4項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第50条第2項関係、細目告示第51条第2項関係、細目告示第52条第2項関

係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項関係)

- ⑭ 細目告示別添 55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 8 項関係）
- ⑮ 細目告示別添 56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 9 項関係）
- ⑯ 細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。ただし、最小照度については、表 2 の配光表の最小照度の 80%値、最大照度については、表 2 の配光表の最大照度の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 43 条第 1 項関係）
- ⑰ 細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 45 条第 1 項関係）
- ⑱ 細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 46 条第 1 項関係）

係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項関係)

- ⑭ 細目告示別添 54「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 8 項関係）
- ⑮ 細目告示別添 55「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準（細目告示第 42 条第 9 項関係）
- ⑯ 細目告示別添 56「前部霧灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 56「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。ただし、最小照度については、表 2 の配光表の最小照度の 80%値、最大照度については、表 2 の配光表の最大照度の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 43 条第 1 項関係）
- ⑰ 細目告示別添 57「車幅灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.3.3.の規定中「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。」とあるのは「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 45 条第 1 項関係）
- ⑱ 細目告示別添 58「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 58「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.3.3.の規定中「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。」とあるのは「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 46 条第 1 項関係）

- ⑱ 細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする（細目告示第 47 条第 1 項関係）
- ⑳ 細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 48 条第 1 項関係）
- 21 細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。（細目告示第 48 条第 3 項関係）
- 22 細目告示別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準。この場合において、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 49 条第 1 項関係）

- ⑱ 細目告示別添 59「前部反射器の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 59「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする（細目告示第 47 条第 1 項関係）
- ⑳ 細目告示別添 60「側方灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 60「側方灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4.1.1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（細目告示第 48 条第 1 項関係）
- 21 細目告示別添 61「側方反射器の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 61「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 ($V=H=0^\circ$) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。（細目告示第 48 条第 3 項関係）
- 22 細目告示別添 62「番号灯の技術基準」に定める基準。この場合において、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 49 条第 1 項関係）

係)

- 23 細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第50条第1項関係)
- 24 細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第51条第1項関係)
- 25 細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第52条第1項関係)
- 26 細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第53条第1項関係)
- 27 細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸(V=H=0°)を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない

- 23 細目告示別添 63「尾灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 63「尾灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第50条第1項関係)
- 24 細目告示別添 64「後部霧灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 64「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第51条第1項関係)
- 25 細目告示別添 65「駐車灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 65「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.1.及び4.1.2.で定める最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第52条第1項関係)
- 26 細目告示別添 66「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 66「後部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第53条第1項関係)
- 27 細目告示別添 67「後部反射器の技術基準」に定める基準。ただし、細目告示別添 67「後部反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸(V=H=0°)を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸(V=H=0°)を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によ

<p>い。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。(細目告示第54条第1項関係)</p> <p>28 <u>細目告示別添69</u>「大型後部反射器の技術基準」に定める基準。(細目告示第55条第1項関係)</p> <p>29 <u>細目告示別添70</u>「制動灯の技術基準」に定める基準。ただし、<u>細目告示別添70</u>「制動灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。」とあるのは「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。ただし、当該制動灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と、同別添4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第56条第1項関係)</p> <p>30 <u>細目告示別添71</u>「補助制動灯の技術基準」に定める基準。ただし、<u>細目告示別添71</u>「補助制動灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第57条第1項関係)</p> <p>31 <u>細目告示別添72</u>「後退灯の技術基準」に定める基準。ただし<u>細目告示別添72</u>「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については4.4.及び別紙1の2.に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第58条第1項関係)</p> <p>32 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあつては<u>細目告示別添73</u>「方向指示器の技術基準」に定める基準。ただし、<u>細目告示別添73</u>「方向指示器の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光</p>	<p>ってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。(細目告示第54条第1項関係)</p> <p>28 <u>細目告示別添68</u>「大型後部反射器の技術基準」に定める基準。(細目告示第55条第1項関係)</p> <p>29 <u>細目告示別添69</u>「制動灯の技術基準」に定める基準。ただし、<u>細目告示別添69</u>「制動灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。」とあるのは「要求されている合計最大光度要件を超えてはならない。ただし、当該制動灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と、同別添4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第56条第1項関係)</p> <p>30 <u>細目告示別添70</u>「補助制動灯の技術基準」に定める基準。ただし、<u>細目告示別添70</u>「補助制動灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第57条第1項関係)</p> <p>31 <u>細目告示別添71</u>「後退灯の技術基準」に定める基準。ただし<u>細目告示別添71</u>「後退灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については4.4.及び別紙1の2.に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第58条第1項関係)</p> <p>32 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあつては<u>細目告示別添72</u>「方向指示器の技術基準」に定める基準。ただし、<u>細目告示別添72</u>「方向指示器の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該方向指示器の最小光度については次表の最小光度値の80%値、最大光度については次表の最大光度値の120%値まで</p>
---	---

度については次表の最小光度値の80%値、最大光度については次表の最大光度値の120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第59条第1項関係)

- 33 細目告示別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準(細目告示第63条第1項関係)
- 34 細目告示別添75「警音器の技術基準」に定める基準(細目告示第63条第2項関係)
- 35 細目告示別添76「警告反射板の技術基準」に定める基準(細目告示第65条関係)
- 36 細目告示別添77「停止表示器材の技術基準」に定める基準(細目告示第66条関係)
- 37 細目告示別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準(細目告示第68条第1項第2号関係)
- 38 細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準(細目告示第68条第6項関係)
- 39 細目告示別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準(細目告示第68条第3項及び第4項関係)
- 40 細目告示別添84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準(細目告示第69条第2項第1号関係)
- 41 細目告示別添85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準(細目告示第69条第2項第3号関係)
- 42 細目告示別添86「デフロスタの技術基準」に定める基準(細目告示第69条第2項第2号関係)
- 43 細目告示別添88「速度計の技術基準」に定める基準(細目告示第70条関係)
- 44 細目告示別添89「運行記録計の技術基準」に定める基準(細目告示第73条関係)
- 45 細目告示別添90「速度表示装置の技術基準」に定める基準(細目告示第74条関係)

第5章 継続検査及び構造等変更検査

5-1 適用

あればよい。」と読み替えるものとする。(細目告示第59条第1項関係)

- 33 細目告示別添73「警音器の警報音発生装置の技術基準」に定める基準(細目告示第63条第1項関係)
- 34 細目告示別添74「警音器の技術基準」に定める基準(細目告示第63条第2項関係)
- 35 細目告示別添75「警告反射板の技術基準」に定める基準(細目告示第65条関係)
- 36 細目告示別添76「停止表示器材の技術基準」に定める基準(細目告示第66条関係)
- 37 細目告示別添78「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準(細目告示第68条第1項第2号関係)
- 38 細目告示別添80「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準(細目告示第68条第6項関係)
- 39 細目告示別添81「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添82「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準(細目告示第68条第3項及び第4項関係)
- 40 細目告示別添83「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準(細目告示第69条第2項第1号関係)
- 41 細目告示別添84「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準(細目告示第69条第2項第3号関係)
- 42 細目告示別添85「デフロスタの技術基準」に定める基準(細目告示第69条第2項第2号関係)
- 43 細目告示別添87「速度計の技術基準」に定める基準(細目告示第70条関係)
- 44 細目告示別添88「運行記録計の技術基準」に定める基準(細目告示第73条関係)
- 45 細目告示別添89「速度表示装置の技術基準」に定める基準(細目告示第74条関係)

第5章 継続検査及び構造等変更検査

5-1 適用

(1) (略)

(1) (略)

(2) (略)

① 法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査を行う場合、法第 67 条第 3 項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第 4 章の規定（4-98 を除く。）に適合していないおそれがあると認められる部分

② 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合（①に掲げる場合を除く。）__当該変更に係る部分

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 5 条関係、細目告示第 164 条関係）

①から⑥ (略)

(2)、(3) (略)

5 - 9 原動機及び動力伝達装置

5 - 9 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項関係）

①～⑱ (略)

(2)～(4) (略)

5 - 10 速度抑制装置

(2) (略)

① 法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査を行う場合、法第 67 条第 3 項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第 4 章の規定（4-98 を除く。）に適合していないおそれがあると認められる部分

② 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合（①に掲げる場合を除く。）__当該変更に係る部分

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安全な運行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 5 条関係、細目告示第 164 条関係）

①から⑥ (略)

(2)、(3) (略)

5 - 9 原動機及び動力伝達装置

5 - 9 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項関係）

①～⑱ (略)

(2)～(4) (略)

5 - 10 速度抑制装置

5 - 10 - 1 装備要件

5 - 10 - 1 装備要件

(1) (略)

(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90Km/h以下となった場合であって、次に掲げる改造のように改造の方法が別添1「改造自動車審査要領」の「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」に含まれないときは、当該自動車は、(1)の最高速度が90 km/h以下の自動車に該当しないものとする。

①～③ (略)

5 - 10 - 2 性能要件（書面等による審査）

(略)

① (略)

② (略)

ア 公的試験機関が発行した様式3による試験成績書により細目告示別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。

イ、ウ (略)

(略)

5 - 12 操縦装置

5 - 12 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第10条関係）

①、② (略)

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置

(2) (略)

(1) (略)

(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90Km/h以下となった場合であって、次に掲げる改造のように改造の方法が別添1 改造自動車審査要領の「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」に含まれないときは、当該自動車は、(1)の最高速度が90 km/h以下の自動車に該当しないものとする。

①～③ (略)

5 - 10 - 2 性能要件（書面等による審査）

(略)

① (略)

② (略)

ア 公的試験機関が発行した様式3による試験成績書により細目告示別添 9 6「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。

イ、ウ (略)

(略)

5 - 12 操縦装置

5 - 12 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第10条関係）

①、② (略)

③ 前照灯、警音器、方向指示器、窓拭器、洗浄液噴射装置及びデフロスタの操作装置

(2) (略)

5 - 13 かじ取装置

5 - 13 かじ取装置

5 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査

四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取り車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取り装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項第1号ル関係）

5 - 13 - 1 - 2 視認等による審査

(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係）

① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第1号関係）

ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号イ）

イ アの各部の取り付け部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第169条第1項第1号ロ関係）

ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号ハ）

エ 給油を必要とする箇所所要の給油がなされていないもの（細目告示第169条第1項第1号ニ）

オ かじ取フォークに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号ホ）

5 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査

四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取り車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取り装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第168条第1項第1号ル関係）

5 - 13 - 1 - 2 視認等による審査

(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第168条第1項関係）

① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第168条第1項第1号関係）

ア ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの（細目告示第168条第1項第1号イ）

イ アの各部の取り付け部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第168条第1項第1号ロ関係）

ウ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第168条第1項第1号ハ）

エ 給油を必要とする箇所所要の給油がなされていないもの（細目告示第168条第1項第1号ニ）

オ かじ取フォークに損傷があるもの（細目告示第168条第1項第1号ホ）

カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目

<p>カ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号へ）</p> <p>キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号ト）</p> <p>ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第169条第1項第1号チ）</p> <p>ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの（細目告示第169条第1項第1号リ）</p> <p>コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの（細目告示第169条第1項第1号ヌ）</p> <p>② かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第2号）</p> <p>③ かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。（細目告示第169条第1項第3号）</p> <p>④ かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第169条第1項第4号）</p> <p>⑤ かじ取りハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第169条第1項第5号）</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員1人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度50km/h未満の自動車を除く。）のかじ取装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35°を超える構造のかじ取装置にあつては、この限</p>	<p>告示第168条第1項第1号へ）</p> <p>キ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの（細目告示第168条第1項第1号ト）</p> <p>ク パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの（細目告示第168条第1項第1号チ）</p> <p>ケ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの（細目告示第168条第1項第1号リ）</p> <p>コ 溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの（細目告示第168条第1項第1号ヌ）</p> <p>② かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第168条第1項第2号）</p> <p>③ かじ取装置は、かじ取時に車わく、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。（細目告示第168条第1項第3号）</p> <p>④ かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第168条第1項第4号）</p> <p>⑤ かじ取りハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。（細目告示第168条第1項第5号）</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員1人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度50km/h未満の自動車を除く。）のかじ取装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35°を超える構造のかじ取装置にあつては、この限りでない。（保安基準第11条第2項関係、細目告示第168条第2項及び第3項関係）</p>
--	---

りでない。(保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 169 条第 2 項及び第 3 項関係)

- (3) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取り装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 169 条第 2 項関係)

5 - 15 制動装置

5 - 15 - 1 装備要件

- (1) 自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5-15-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5-15-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第 12 条第 1 項関係)
- (2) (略)

5 - 21 電気装置

5 - 21 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (略)
- ①、② (略)
- ③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであつてもよい。)ものとする。
- ④ (略)

5 - 22 車枠及び車体

- (3) 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取り装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 168 条第 2 項関係)

5 - 15 制動装置

5 - 15 - 1 装備要件

- (1) 自動車には、5-15の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5-15-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第 12 条第 1 項関係)
- (2) (略)

5 - 21 電気装置

5 - 21 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (略)
- ①、② (略)
- ③ 蓄電池は、自動車の振動、衝げき等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであつてもよい。)ものとする。
- ④ (略)

5 - 22 車枠及び車体

5 - 22 - 1 性能要件(視認等による審査)

5 - 22 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2)（略）

(3)（略）

①、②（略）

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの

(4)～(13)（略）

(14)（略）

① 形状は、1 辺の長さが 50cm 以上の正立正三角形とし、縁及び縁線の太さは 12mm 程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあつては、1 辺の長さを 30cm 以上とすることができる。

②、③（略）

(15)（略）

5 - 23 巻込防止装置

5 - 23 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

①（略）

②（例図(4) バラセメントセミトレーラの場合 図中）

550mm 以下

650mm 以下

450mm 以下

③～⑤（略）

(1)、(2)（略）

(3)（略）

①、②（略）

③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラに備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であつて、次の規定に適合するもの

(4)～(13)（略）

(14)（略）

① 形状は、1 辺の長さが 50cm 以上の正立三角形とし、縁及び縁線の太さは 12mm 程度とする。ただし、車体の構造により当該寸法を確保することができない自動車（前面ガラス、前照灯、信号灯火類、冷却装置の空気取り入れ口等自動車の機能部品又は自動車登録番号標により規定寸法が確保できない自動車をいう。）にあつては、1 辺の長さを 30cm 以上とすることができる。

②、③（略）

(15)（略）

5 - 23 巻込防止装置

5 - 23 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

①（略）

②（例図(4) バラセメントセミトレーラの場合 図中）

550 以下

650 以下

450 以下

③～⑤（略）

(2)（略）

(2) (略)

5 - 24 突入防止装置

5 - 24 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5-24-2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係）

～ (略)

5 - 24 - 3 取付要件（視認等による審査）

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第180条第3項関係）

①、② (略)

5 - 27 運転者席

5 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面に

5 - 24 突入防止装置

4 - 24 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、5-24-2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第18条の2第2項関係、細目告示第180条第2項関係）

～ (略)

5 - 24 - 3 取付要件（視認等による審査）

突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第3項関係）

①、② (略)

5 - 27 運転者席

5 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう。以下同じ。）の少なく

より囲まれる範囲内にある障害物（高さ1m直径30cmの円柱をいう。以下同じ。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。

②、③（略）

(2)（略）

5 - 28 座席

5 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係）

① 自動車の運転者席の幅は、5-12-1(1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

②～④（略）

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて5-30-1に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第22条第2項関係、細目告示第184条第2項関係）

①（略）

② 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。

(3)、(4)（略）

(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未満の自動車

とも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

②、③（略）

(2)（略）

5 - 28 座席

5 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 座席は、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するように設けられていなければならない。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係）

① 自動車の運転者席の幅は、保安基準第10条各号に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

②～④（略）

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第22条第2項関係、細目告示第184条第2項関係）

①（略）

① 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。

(3)、(4)（略）

(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合にお

を除く。)の座席(当該座席の取付装置を含む。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係)

アからカ (略)

(6) (5)の自動車(乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。)の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、(5)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第4項関係)

(7)～(10) (略)

5 - 32 頭部後傾抑止装置等

5 - 32 - 1 装備要件

自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(5-28-1(5)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、5-32-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第22条の4関係)

5 - 35 立席

5 - 35 - 1 装備要件

(1) 自動車の立席は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に

ける乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係)

アからカ (略)

(6) (5)の自動車(乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。)の座席の後面部分は、衝突等による衝撃を受けた場合における当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、(5)アからカに掲げる座席にあつては、この限りでない。(保安基準第22条第4項関係)

(7)～(10) (略)

5 - 32 頭部後傾抑止装置等

5 - 32 - 1 装備要件

自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(5-28-1(5)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、5-32-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第22条の4関係)

5 - 35 立席

5 - 35 - 1 装備要件

(1) 自動車の立席は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面に限り設けることができる。この場合において、座席の前縁から

供する床面以外の床面に限り設けることができる。この場合において、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席については、この限りでない。(保安基準第24条第1項関係、細目告示第190条第1項及び第2項関係)

(2) (1)において、「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、室内高を測定する場合には、車室の天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯等は取り付けられていないものとみなすことができるものとする。また、ライン・ライト、通風ダクト等一定の幅と長さを有する突出物であって床面からその下面までの高さが1,800mm未満のものを有する自動車にあつては、通路の面積から当該構造物の投影面積を差し引くものとする。(細目告示第190条第3項関係)

(3) (1)の規定にかかわらず、幼児専用車には、立席を設けることができない。(保安基準第24条第2項関係、細目告示第190条第4項関係)

(4) 立席人員1人の占める広さは、0.14㎡とする。(保安基準第24条第3項関係、細目告示第190条第5項関係)

5 - 36 乗降口

5 - 36 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) (略)

① 乗降口の有効幅(乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下5-36において同じ。)は、600mm以上であること。

② 乗降口の有効高さ(乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下5-36において同じ。)は、1,600mm(5-34-1(3)の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm)以上であること。

(参考図)(略)

~ (略)

(4) (略)

250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席については、この限りでない。(保安基準第24条第1項関係、細目告示第190条第1項関係)

(2) (1)において、「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、室内高を測定する場合には、車室の天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯等は取り付けられていないものとみなすことができるものとする。また、ライン・ライト、通風ダクト等一定の幅と長さを有する突出物であって床面からその下面までの高さが1,800mm未満のものを有する自動車にあつては、通路の面積から当該構造物の投影面積を差し引くものとする。(細目告示第190条第2項関係)

(3) (1)の規定にかかわらず、幼児専用車には、立席を設けることができない。(保安基準第24条第2項関係、細目告示第190条第3項関係)

(4) 立席人員1人の占める広さは、0.14㎡とする。(保安基準第24条第3項関係、細目告示第190条第4項関係)

5 - 36 乗降口

5 - 36 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1)、(2) (略)

(3) (略)

① 乗降口の有効幅(乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下4-2-25において同じ。)は、600mm以上であること。

② 乗降口の有効高さ(乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下4-2-25において同じ。)は、1,600mm(4-2-23-1(3)の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあつては、1,200mm)以上であること。

(参考図)(略)

~ (略)

(4) (略)

(略)

(略)

② 乗降口及び階段は、(3) (③を除く。)の基準に準じたものであること。

5 - 39 高圧ガス運送装置

5 - 39 - 1 性能要件 (視認等による審査)

高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 28 条関係、細目告示第 194 条関係)

①～⑧ (略)

5 - 40 窓ガラス

5 - 40 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。(細目告示第 195 条第 1 項関係)

(3) 自動車 (大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、強度等に関し次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 195 条第 2 項関係)

(4)、(5) (略)

(6) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(3)及び(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第 195 条第 8 項関係)

(7) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(3)及び(4)までの基準に適合するものとする。(細目告示第 195 条第 9 項関係)

② 乗降口及び階段は、(1) (③を除く。)の基準に準じたものであること。

5 - 39 高圧ガス運送装置

5 - 39 - 1 性能要件 (視認等による審査)

高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 28 条関係、細目告示第 142 条関係)

①～⑧ (略)

5 - 40 窓ガラス

5 - 40 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者室及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。(細目告示第 195 条第 1 項関係)

(3) 自動車 (大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラスは、強度等に関し次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 195 条第 2 項関係)

(4)、(5) (略)

(6) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)から(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第 195 条第 8 項関係)

(7) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)から(6)までの基準に適合するものとする。(細目告示第 195 条第 9 項関係)

(図略)

(図略)

5 - 41 窓ガラス貼付物等

5 - 41 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 5-40-1 (4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)

①～⑥ (略)

⑦ (略)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 (以下 5-41 において「乗用自動車」という。) にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)、(イ) (略)

イ (略)

⑧～⑬ (略)

(2)、(3) (略)

5 - 43 排出ガス等発散防止装置

5 - 43 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を 4-44 から 4-46 までの基準に適合させるものでなければならぬ。(保安基準第 31 条第 8 項関係)

5 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 45 - 1 性能要件 (視認等による審査)

5 - 41 窓ガラス貼付物等

5 - 41 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 5-40-1 (4)に規定する窓ガラスには、次に定めるもの以外のものがはり付けられ、又は塗装等されていてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)

①～⑥ (略)

⑦ (略)

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 (以下 本条 において「乗用自動車」という。) にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)、(イ) (略)

イ (略)

⑧～⑬ (略)

(2)、(3) (略)

5 - 43 排出ガス等発散防止装置

5 - 43 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 法 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を 4-44 から 4-46 までの基準に適合させるものでなければならぬ。(保安基準第 31 条第 8 項関係)

5 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 45 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(1) (略)

①～③ (略)

④ (略)

ア、イ (略)

ウ 発する警報を運転者席において容易に判断できないもの

(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるものは、(1)②に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたもの」及び(1)③に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

①～③ (略)

5 - 50 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 50 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1)～(3) (略)

(4) (略)

① 型式指定自動車 (⑤に規定する自動車を除く。) であって諸元表等に記載された窒素酸化物 (軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。②から⑤までにおいて同じ。) に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

②～⑧ (略)

(5)～(8) (略)

(9) (略)

① 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があつた日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日 (車両総重量が 3.5 t を超え 5 t 以下の自動車にあつては平成 8 年 4 月 1 日) 以降のものにあつては平成 5 年 11 月 30 日 (車両総重量が 3.5 t を超え 5 t 以下の自動車にあつては平成 8 年 3 月 31 日) とする。

②、③ (略)

(10)、(11) (略)

①～③ (略)

④ (略)

ア、イ (略)

ウ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

(2) 軽油を燃料とする自動車であつて、次の各号に掲げるものは、(1)②に規定する「遮熱板の取付けその他の適切な装置が施されたもの」及び(1)③に規定する「異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車」に該当するものとして取り扱うこととする。

5 - 50 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 50 - 1 性能要件 (書面による審査)

(1)～(3) (略)

(4) (略)

① 型式指定自動車 (⑤に規定する自動車を除く。) であつて諸元表等に記載された窒素酸化物 (軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。②から⑤までにおいて同じ。) に係る諸元値が、別表第 2 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

②～⑧ (略)

(5)～(8) (略)

(9) (略)

① 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があつた日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日 (車両総重量が 3.5 t を超え 5 t 以下の自動車にあつては平成 8 年 4 月 1 日) 以降のものにあつては平成 5 年 11 月 30 日 (車両総重量が 3.5 t を超える 5 t 以下の自動車にあつては平成 8 年 3 月 31 日) とする。

②、③ (略)

(10)、(11) (略)

(12) (略)

(12) (略)

① (略)

② ①アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式4の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真（変更を行った自動車に限る。）をいう。

③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。

イ 「NO_x・PM特例告示」第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては同第4条及び同第5条）の基準に適合していると認められるものにあつては「NO_x・PM適合」、「NO_x・PM特例告示」第2条に適合し、同第4条又は同第5条に適合しないものにあつては「NO_x・PM不適合」と3-3-15(3)の規定に基づき検査票2の備考欄に記載する。

④、⑤ (略)

5 - 51 走行用前照灯

5 - 51 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

①～③ (略)

5 - 51 - 2 - 2 視認等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

①～② (略)

③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第198条第1項第4号）

④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第198条第1項

① (略)

② ①アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式3の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真（変更を行った自動車に限る。）をいう。

③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。

ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。

イ 「NO_x・PM特例告示」第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては同第4条及び同第5条）の基準に適合していると認められるものにあつては「NO_x・PM適合」、「NO_x・PM特例告示」第2条に適合し、同第4条又は同第5条に適合しないものにあつては「NO_x・PM不適合」と3-3-14(3)の規定に基づき検査票2の備考欄に記載する。

④、⑤ (略)

5 - 51 走行用前照灯

5 - 51 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

①～③ (略)

5 - 51 - 2 - 2 視認等による審査

走行用前照灯は、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

①～② (略)

③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第198条第1項第5号）

④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第198条第1項第6号）

第5号)

⑤ 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものにかぎり、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。(細目告示第198条第1項第6号)

ア (略)

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又は同条第7項の規定に基づき装置の指定を受けたとみなされる曲線道路用配光可変型走行用前照灯(いわゆる⑩マークが付されたもの。)

5-51-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものにあつては①、④から⑩まで及び5-51-2-1③)に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第2項関係)

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第198条第2項関係)

① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1個又は2個、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)並びに最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあつては、1個、2個又は4個であること。この場合において、㉑被牽引自動車、㉒最高速度20km/h未満の自動車、㉓除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、㉔最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、㉕二輪自動車、㉖側車付二輪自動車、㉗農耕作業用小型特殊自動車並びに㉘カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。

⑤ 次に掲げる走行用前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものにかぎり、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。(細目告示第198条第1項第7号)

ア (略)

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又は同条第7項の規定に基づき装置の指定を受けたとみなされる曲線道路用配光可変型走行用前照灯(いわゆるマークが付されたもの。)

5-51-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd以上のものにあつては①、④から⑩まで及び5-51-2-1③)に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第198条第2項関係)

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第198条第2項関係)

① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1個又は2個、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)並びに最高速度20km/h未満の自動車にあつては、1個、2個又は4個であること。この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。

~ (略)

<p>～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 52 すれ違い用前照灯</p> <p>5 - 52 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p><u>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>(保安基準第 32 条第 5 項関係)</p> <p>ただし書き、① (略)</p> <p>5 - 52 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p><u>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 5 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又は同条第 7 項の規定に基づき装置の指定を受けたとみなされる曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯 (いわゆる㊟マークが付されたもの。)</p> <p>5 - 52 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>5 - 52 すれ違い用前照灯</p> <p>5 - 52 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p><u>すれ違い前照灯は、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>(保安基準第 32 条第 5 項関係)</p> <p>ただし書き、① (略)</p> <p>5 - 52 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p><u>すれ違い用前照灯は、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 5 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又は同条第 7 項の規定に基づき装置の指定を受けたとみなされる曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯 (いわゆる㊟マークが付されたもの。)</p> <p>5 - 52 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、<u>細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」</u>によるものとする。(細目告示第 198 条第 6 項)</p>
--	---

節関係)」によるものとする。(細目告示第 198 条第 6 項)

①～⑬ (略)

(2) (略)

5 - 53 前照灯照射方向調節装置

5 - 53 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

① 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。

② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であつて、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる 5-51-2-1 ①ア(ア)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

5 - 54 前照灯洗浄器

5 - 54 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の外側が汚染された場合において、当該部分を洗浄することにより前照灯の光度を回復できるものとして、洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

5 - 55 前部霧灯

①～⑬ (略)

(2) (略)

5 - 53 前照灯照射方向調節装置

5 - 53 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) (略)

① 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であつて、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる 5-51-2-1 ①ア(ア)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

5 - 54 前照灯洗浄器

5 - 54 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 前照灯洗浄器は、前照灯のレンズ面の洗浄性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

5 - 55 前部霧灯

5 - 55 - 2 性能要件 (視認等による審査)

5 - 55 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条第 2 項関係、細目告示第 199 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

5 - 55 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条第 3 項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 199 条第 3 項関係）

①～⑥（略）

⑦ 前部霧灯は、5-55-3(1)①から⑥までに規定するほか、5-51-3(1)④及び⑨の基準に準じたものであること。

⑧～⑫（略）

(2)（略）

5 - 56 側方照射灯

5 - 56 - 1 装備要件

自動車の両側面の前部には、側方照射灯を 1 個ずつ備えることができる。（保安基準第 33 条の 2 第 1 項）

5 - 56 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものと

(1) 前部霧灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条第 2 項関係、細目告示第 199 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

5 - 55 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条第 3 項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 199 条第 3 項関係）

①～⑥（略）

⑦ 前部霧灯は、5-55-3①から⑦までに規定するほか、5-51-3(1)④及び⑨の基準に準じたものであること。

⑧～⑫（略）

(2)（略）

5 - 56 側方照射灯

5 - 54 - 1 装備要件

自動車の両側面の前部には、側方照射灯を 1 個ずつ備えることができる。（保安基準第 33 条の 2 第 1 項）

5 - 56 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 側方照射灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 33 条の 2 第 2 項関係関係、細目告示第 200 条第 1 項関係）

して、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 200 条第 1 項関係)

①～② (略)

(2) (略)

5 - 56 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 200 条第 3 項関係)

～ (略)

(2) (略)

5 - 57 車幅灯

5 - 57 - 1 装備要件

自動車 (二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車 (長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下 5-62-1、5-63-1、5-69-1、5-71-1 及び 5-81-2 (1)④ において同じ。) を除く。) の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

5 - 57 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認

①～② (略)

(2) (略)

5 - 56 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 200 条第 3 項関係)

～ (略)

(2) (略)

5 - 57 車幅灯

5 - 57 - 1 装備要件

自動車 (二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車 (長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下 第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項 及び 第 44 条第 1 項 において同じ。) を除く。) の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

5 - 57 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 201 条第 1 項関係)

等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 201 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 57 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 201 条第 3 項関係)

①～⑫ (略)

(2) (略)

5 - 58 前部上側端灯

5 - 58 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 202 条第 1 項関係)

後段、①～③ (略)

(2) (略)

5 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 57 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条第 3 項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 201 条第 3 項関係)

①～⑫ (略)

(2) (略)

5 - 58 前部上側端灯

5 - 58 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 202 条第 1 項関係)

後段、①～③ (略)

(2) (略)

5 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 202 条第 3 項関係）

①～⑩（略）

(2)（略）

5 - 59 前部反射器

5 - 59 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 203 条第 1 項関係）

①～④（略）

(2)（略）

5 - 59 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条第 3 項関係）

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 203 条第 3 項関係）

①～⑥（略）

(2)（略）

5 - 60 側方灯

5 - 60 - 2 性能要件（視認による審査）

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことがで

別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 202 条第 3 項関係）

①～⑩（略）

(2)（略）

5 - 59 前部反射器

5 - 59 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 前部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 203 条第 1 項関係）

①～④（略）

(2)（略）

5 - 59 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条第 3 項関係）

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 203 条第 3 項関係）

①～⑥（略）

(2)（略）

5 - 60 側方灯

5 - 60 - 2 性能要件（視認による審査）

(1) 側方灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、

き、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。(保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 204 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

(2)(略)

5 - 60 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 側方灯は、5-62-3 (1)①の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器 (以下この条において「方向指示器等」という。) と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 72 - 3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。) にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

⑩～⑬ (略)

(2) (略)

5 - 61 側方反射器

5 - 61 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適

細目告示第 204 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

(2)(略)

5 - 60 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 側方灯は、5-62-3 (1)①の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器 (以下この条において「方向指示器等」という。) と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、保安基準第 41 条第 3 項の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備えるものを除く。) にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

⑩～⑬ (略)

(2) (略)

5 - 61 側方反射器

5 - 61 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 204 条第 5 項関係)

切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 204 条第 5 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)

①～⑤ (略)

(2) (略)

5 - 62 番号灯

5 - 62 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 205 条第 1 項関係)

①～③ (略)

(2) (略)

5 - 63 尾灯

5 - 63 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)

①～⑤ (略)

(2) (略)

5 - 62 番号灯

5 - 62 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 番号灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 205 条第 1 項関係)

①～③ (略)

(2) (略)

5 - 63 尾灯

5 - 63 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 尾灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 206 条第 1 項関係)

その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 206 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 206 条第 3 項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 尾灯の直射光又は反射光は、当該尾灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑨、⑩ (略)

(2) (略)

5 - 64 後部霧灯

5 - 64 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 207 条第 1 項関係)

①～③ (略)

(2) (略)

5 - 64 - 3 取付要件 (視認等による審査)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 63 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 206 条第 3 項関係)

①～⑦ (略)

⑧ 尾灯の直射光又は反射光は、当該前部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

⑨、⑩ (略)

(2) (略)

5 - 64 後部霧灯

5 - 64 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 207 条第 1 項関係)

①～③ (略)

(2) (略)

5 - 64 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 207 条第 3 項関係)

①～⑭ (略)

(2) (略)

5 - 65 駐車灯

5 - 65 - 1 装備要件

自動車の前面及び後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面）又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。(保安基準第 37 条の 3 第 1 項)

5 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(保安基準第 37 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 208 条第 1 項関係)

①～③ (略)

④ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向 45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向 45° の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 207 条第 3 項関係)

①～⑭ (略)

(2) (略)

5 - 65 駐車灯

5 - 65 - 1 装備要件

自動車の前面及び後面の両側又はその後面の両側（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面）には、駐車灯を備えることができる。(保安基準第 37 条の 3 第 1 項)

5 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 37 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 208 条第 1 項関係)

①～③ (略)

④ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向 45° の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向 45° の鉛直面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

(略)

(略)

(2)(略)

5 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-65-2(1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては5-65-2(1) ③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能 (駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-65-2(1) ③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 66 後部上側端灯

5 - 66 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第209条第1項関係)

①～③ (略)

(2)(略)

5 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(2)(略)

5 - 65 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係)

①～⑧ (略)

⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-65-2(1) (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては5-65-2(1) ③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能 (駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-65-2(1) ③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 66 後部上側端灯

5 - 66 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第209条第1項関係)

①～③ (略)

(2)(略)

5 - 66 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 209 条第 3 項関係)

①～⑩ (略)

(2) (略)

5 - 67 後部反射器

5 - 67 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 38 条第 2 項関係、細目告示第 210 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

(2) (略)

5 - 67 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、①から⑤までに規定するほか、5 - 63 - 3 (1) ⑤の基準に準じたものであること。

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 209 条第 3 項関係)

①～⑩ (略)

(2) (略)

5 - 67 後部反射器

5 - 67 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 38 条第 2 項関係、細目告示第 210 条第 1 項関係)

①～⑤ (略)

(2) (略)

5 - 67 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、前各号に規定するほか、5 - 63 - 3 (1) ⑤の基準に準じたものであること。

⑦、⑧ (略)

⑦、⑧（略）

(2)（略）

5 - 68 大型後部反射器

5 - 68 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7 t以上のものの後面には、5 - 67の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

（保安基準第38条の2第1項）

5 - 68 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第211条第1項関係）

①～⑥（略）

(2)（略）

5 - 68 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条の2第3項関係）

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第211条第3項関係）

①～⑤（略）

(2)（略）

5 - 69 制動灯

5 - 69 - 2 性能要件（視認等による審査）

(2)（略）

5 - 68 大型後部反射器

5 - 68 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7 t以上のものの後面には、前条の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。（保安基準第38条の2第1項）

5 - 68 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第211条第1項関係）

①～⑥（略）

(2)（略）

5 - 68 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条の2第3項関係）

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第211条第3項関係）

①～⑤（略）

(2)（略）

5 - 69 制動灯

5 - 69 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したとき

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下5-69及び5-70において同じ。）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係）

①～⑤（略）

(2)（略）

5-69-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条第3項関係）

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第212条第3項関係）

①～⑧（略）

(2)（略）

5-70 補助制動灯

5-70-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第213条第1項関係）

①～②（略）

(2)（略）

に、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係）

①～⑤（略）

(2)（略）

5-69-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条第3項関係）

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第212条第3項関係）

①～⑧（略）

(2)（略）

5-70 補助制動灯

5-70-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条の2第2項関係、細目告示第213条第1項関係）

①～②（略）

(2)（略）

5-70-3 取付要件（視認等による審査）

5 - 70 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 213 条第 3 項関係）

①～⑨（略）

(2)（略）

5 - 71 後退灯

5 - 71 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 214 条第 1 項関係）

①～③（略）

(2)（略）

5 - 71 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

(2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 214 条第 4 項関係）

①、②（略）

5 - 72 方向指示器

5 - 72 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことが

(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助制動灯の照明部の取扱いは、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 213 条第 3 項関係）

①～⑨（略）

(2)（略）

5 - 71 後退灯

5 - 71 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の後退灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 214 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

5 - 71 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)（略）

(2) 次に掲げる後退灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 214 条第 4 項）

①、②（略）

5 - 72 方向指示器

5 - 72 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 方向指示器は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条第 2 項関係、細

でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 215 条第 4 項関係)

①～⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-72-2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5-72-2 (1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。) に掲げる性能 (方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合) にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

目告示第 215 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) (略)

5 - 72 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 215 条第 4 項関係)

①～⑭ (略)

⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5-72-2 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5-72-2 (1)③イに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。) に掲げる性能 (方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合) にあっては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

5 - 73 補助方向指示器

5 - 73 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 216 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

5 - 73 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 216 条第 3 項関係）

①、②（略）

(2)（略）

5 - 74 非常点滅表示灯

5 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-72-2(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係）

(2)（略）

5 - 73 補助方向指示器

5 - 73 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 216 条第 1 項関係）

①～②（略）

(2)（略）

5 - 73 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 216 条第 3 項関係）

①、②（略）

(2)（略）

5 - 74 非常点滅表示灯

5 - 74 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-72-2(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係）

(2)（略）

5 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）

5 - 74 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係）

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 217 条第 3 項関係）

～（略）

(2)（略）

5 - 76 警音器

5 - 76 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条第 3 項関係、細目告示第 219 条第 2 項関係）

、（略）

(2)（略）

5 - 76 - 2 - 2 視認等による審査

警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならぬ。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。（保安基準第 43 条第 2 項関係、細目告示第 219 条第 1 項関係）

①～③（略）

5 - 77 非常信号用具

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係）

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 93「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 217 条第 3 項関係）

～（略）

(2)（略）

5 - 76 警音器

5 - 76 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条第 3 項関係、細目告示第 219 条第 2 項関係）

、（略）

(2)（略）

5 - 76 - 2 - 2 視認等による審査

警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならぬ。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。（保安基準第 43 条第 2 項関係、細目告示第 218 条第 1 項関係）

①～③（略）

5 - 77 非常信号用具

5 - 77 - 1 装備要件

5 - 77 - 1 装備要件

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、5-77-2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第43条の2関係）

5 - 78 警告反射板

5 - 78 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第43条の3関係、細目告示第221条関係）

①～④（略）

5 - 79 停止表示器材

5 - 79 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)（略）

①（略）

（図中）

$$r = \underline{15+5}$$

25~50

②～⑥（略）

(2)、(3)（略）

5 - 80 盗難発生警報装置

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告を行うことができるものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、5-77-2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第43条の2関係）

5 - 78 警告反射板

5 - 78 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車に備える警告反射板は、反射光により他の交通に警告を行うことができるものとして、形状、反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第43条の3関係、細目告示第221条関係）

①～④（略）

5 - 79 停止表示器材

5 - 79 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)（略）

①（略）

（図中）

$$r = \underline{1515}$$

25-50

②～⑥（略）

(2)、(3)（略）

5 - 80 盗難発生警報装置

5 - 80 - 2 性能要件（視認等による審査）

5 - 80 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置は、(1)①の基準に適合しないものとする。ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置（音により通知するものにあつては警告音の音と紛らわしくないものに限るものとし、灯光により通知するものにあつては緊急自動車の警告灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあつてはその灯光の明るさが0.5cdを超えないものに限る。）にあつては、この限りでない。（細目告示第223条第2項関係）

(3) (略)

5 - 82 直前直左鏡

5 - 82 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① 運転者が運転席において、5-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。

② (略)

(2)、(3) (略)

5 - 83 窓ふき器等

5 - 83 - 1 装備要件

(1) (略)

(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業

(1) (略)

(2) 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置は、(1)①の基準に適合しないものとする。ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置（音により通知するものにあつては警告音の音と紛らわしくないものに限るものとし、灯光により通知するものにあつては緊急自動車の警告灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあつてはその灯光の明るさが0.5cdを超えないものに限る。）にあつては、この限りでない。（細目告示第223条第1項関係）

(3) (略)

5 - 82 直前直左鏡

5 - 82 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① 運転者が運転席において、5-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5-82-1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。

② (略)

(2)、(3) (略)

5 - 83 窓ふき器等

5 - 83 - 1 装備要件

(1) (略)

(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が

用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5-83-2(3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第 45 条第 2 項関係)

5 - 83 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器 (左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。) でなければならない。この場合において、窓ふき器のブレードであつて、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 225 条第 1 項関係)

(2)～(5) (略)

(6) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第 225 条第 6 項関係)

5 - 84 速度計等

5 - 84 - 2 - 1 テスタ等による審査

5-84-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係)

、 (略)

5 - 84 - 2 - 2 視認等による審査

汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5-83-2(3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ (前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第 45 条第 2 項関係)

5 - 83 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器 (左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。) できなければならない。この場合において、窓ふき器のブレードであつて、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 225 条第 1 項関係)

(2)～(5) (略)

(6) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第 225 条第 5 項関係)

5 - 84 速度計等

5 - 84 - 2 - 1 テスタ等による審査

5-84-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係)

、 (略)

5 - 84 - 2 - 2 視認等による審査

(1) (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

5 - 85 消火器

5 - 85 - 1 装備要件

(略)

① 火薬類 (5 - 93 - 1 (2))に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 1 号)

~ (略)

5 - 85 - 2 性能要件(視認等による審査)

5-85-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適應することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係)

① (表) 可燃性固体類及び可燃性液体類

②~④ (略)

5 - 86 内圧容器及びその附属装置

5 - 86 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条関係、細目告示第 228 条第 1 項関係)

①~⑧ (略)

(2) (略)

① (略)

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

5 - 85 消火器

5 - 85 - 1 装備要件

(略)

① 火薬類 (第 51 条第 2 項各号)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第 47 条第 1 項第 1 号)

~ (略)

5 - 85 - 2 性能要件(視認等による審査)

5-85-1 に掲げる自動車に備える消火器は、消火に適應することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係)

① (表) 可燃性個体類及び可燃性液体類

②~④ (略)

5 - 86 内圧容器及びその附属装置

5 - 86 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条関係、細目告示第 228 条第 1 項関係)

①~⑧ (略)

(2) (略)

(2) (略)

5 - 87 運行記録計

5 - 87 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 5-87-1の自動車に備える運行記録計は、24時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第229条第1項関係)

①～② (略)

(2) (略)

5 - 88 速度表示装置

5 - 88 - 2 性能要件 (視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項、細目告示第230条第1項関係)

①～⑥ (略)

5 - 89 緊急自動車

5 - 89 - 1 装備要件

緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、5-89-2の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項関係)

5 - 89 - 2 性能要件

5 - 87 運行記録計

5 - 87 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 5-87-1の自動車に備える運行記録計は、瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第229条第1項関係)

①～② (略)

(2) (略)

5 - 88 速度表示装置

5 - 88 - 2 性能要件 (視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができるものとして、表示構造、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項、細目告示第230条第1項関係)

①～⑥ (略)

5 - 89 緊急自動車

5 - 89 - 1 装備要件

緊急自動車には、警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第49条第1項)

5 - 89 - 2 性能要件

5 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査

5 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査

(1) サイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。(細目告示第 231 条第 2 号関係)

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 231 条第 2 号関係)
ア～カ (略)

5 - 89 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係)

① 警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 231 条第 1 号)

(2) 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)

① 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第 231 条第 3 号関係)

② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合する

(1) サイレンの音の大きさは、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方 20m の位置において 90dB 以上 120dB 以下でなければならない。

(2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)範囲内にないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第 231 条第 2 号関係)
ア～カ (略)

5 - 89 - 2 - 2 視認等による審査

緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の灯光の色、明るさ、車体の塗色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係、細目告示第 153 条関係)

① 警光灯は、前方 300m の距離から点灯を確認できる赤色のものであること。この場合において、警光灯と連動して作動する赤色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 231 条第 1 号)

② 緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあっては朱色とし、その他の緊急自動車にあっては白色とする。ただし、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のために使用する自動車又は防衛庁用自動車であって緊急の出動の用に供するもの、刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車、入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車、公共用応急作業自動車、海上保安庁用自動車であって緊急自動車として取り扱われる自動車及び不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第 75 条第 3 号関係、細目告示第 153 条第 3 号)

③ 車体の塗色の大部分の塗色が②に規定する塗色である場合は、②の基準に適合するものとする。(細目告示第 231 条第 4 号関係)

ものとする。(細目告示第 231 条第 4 号関係)

5 - 90 道路維持作業用自動車

5 - 90 - 1 装備要件

道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、次の基準に適合する灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。(保安基準第 49 条の 2 関係、細目告示第 232 条関係)

- ① 黄色であって点滅式のものであること。
- ② 150m の距離から点灯を確認できるものであること。

5 - 91 旅客自動車運送事業用自動車

5 - 91 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5 - 2 から 5 - 86 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91 「連接バスの構造要件」 及び 細目告示別添 92 「2 階建バスの構造要件」 に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 233 条第 1 項関係)

- ①～③ (略)
- ④ (略)
- (図)

5 - 90 道路維持作業用自動車

5 - 90 - 1 装備要件

道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、次の基準に適合する灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。(保安基準第 49 条の 2 関係、細目告示第 232 条関係)

(2) 道路維持作業用自動車に備える灯火の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 49 条の 2 の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。(告示第 232 条)

- ① 黄色であって点滅式のものであること。
- ② 150m の距離から点灯を確認できるものであること。

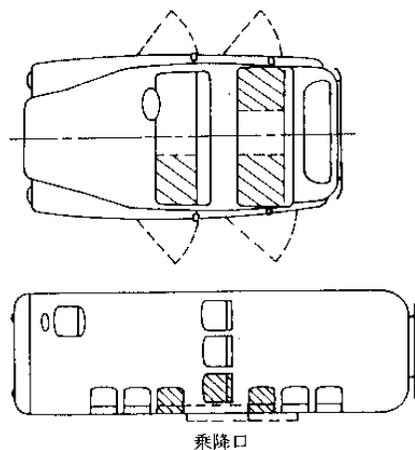
5 - 91 旅客自動車運送事業用自動車

5 - 91 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5 - 2 から 5 - 86 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 90 「連接バスの構造要件」 及び 細目告示別添 91 「2 階建バスの構造要件」 に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 233 条第 1 項関係)

- ①～③ (略)
- ④ (略)
- (図)

(参考図)



(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

(図略)

(図略)

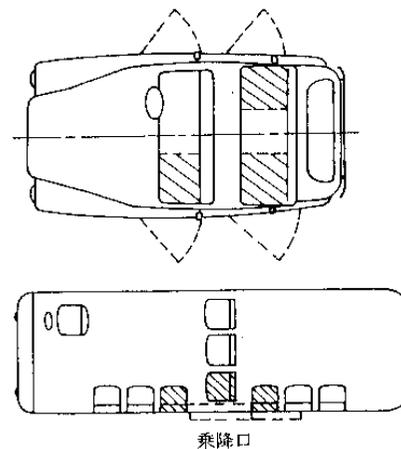
(2) (略)

①、② (略)

③ (3)の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

④ (3)の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が3m以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡

(参考図)



(図略)

(図略)

(2) (略)

①、② (略)

③ 次項の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。

④ 次項の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が3m以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。この場合において、ブザその他の連絡装置は、2

できるものをいう。)を備えること。この場合において、ブザその他の連絡装置は、2箇所に乗降口があつて2名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

⑤ (略)

(3)、(4) (略)

5 - 93 火薬類を運送する自動車

5 - 93 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 火薬類を運送する自動車は、5 - 2 から 5 - 88 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 51 条関係、細目告示第 235 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) 次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、(1)の規定は、これを適用しない。(保安基準第 51 条関係)

①～③ (略)

(3) (略)

5 - 94 危険物を運送する自動車

5 - 94 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

(図略)

(表)

単位 mm (を追加)

(6) (略)

箇所に乗降口があつて2名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。

⑤ (略)

(3)、(4) (略)

5 - 93 火薬類を運送する自動車

5 - 93 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 火薬類を運送する自動車は、5 - 2 から 5 - 88 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 51 条第 1 項関係、細目告示第 235 条第 1 項関係)

①～④ (略)

(2) 次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、(1)の規定は、これを適用しない。(保安基準第 51 条第 2 項関係)

①～③ (略)

(3) (略)

5 - 94 危険物を運送する自動車

5 - 94 - 1 性能要件 (視認等による審査)

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

(図略)

(表)

(6) (略)

5 - 96 最大積載量

(1) (略)

(2) (略)

① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」(平成5年11月25日自技第165号)、「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

ア、イ(略)

(3)～(6) (略)

(7) 高圧ガスを運搬するタンク自動車にあつては、容器保安規則第45条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。この場合において、タンクの内容積は、高圧ガス保安法第45条の規定により刻印された数値又は標章に打刻された数値を用いるものとする。(細目告示第237条第2項第6号)

(8)～(11) (略)

様式3 (2-11-9①、5-10-2②関係)

使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書

(略)

別添1 (2-12関係)

5 - 96 最大積載量

(1) (略)

(2) (略)

① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。この場合において、指定自動車等であつて、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20tを超える改造等の取扱いについて」(平成5年11月25日自技第165号)、「車両総重量が8tクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

ア、イ(略)

(7) 高圧ガスを運搬するタンク自動車にあつては、容器保安規則第45条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。この場合において、タンクの内容積は、高圧ガス保安法第45条の規定により刻印された数値又は標章に打刻された数値を用いるものとする。(細目告示第237条第2条第6号)

(8)～(11) (略)

様式3 (2-10-9関係)

使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書

(略)

別添1 (2-11関係)

改造自動車審査要領

改造自動車審査要領

1. ～ 6. (略)

7. 審査及び審査結果の通知等

(1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

① 改造自動車の範囲の確認

(略)

② 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査

改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1. 届出書(第1号様式) (略)	(略)	能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。 (略)	次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。 (略)	(略)

(2) 審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると・・・(略)

8. (略)

1. ～ 6. (略)

7. 審査及び審査結果の通知等

(1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

② 改造自動車の範囲の確認

(略)

② 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査

改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

(2) 審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると・・・(略)

8. (略)

9. 改造自動車の特例

9. 改造自動車の特例

(1) (略)

(2) 標準改造要領によらない改造を行う場合には、4. に基づく届出の際に、当該自動車の製作者又は公的な試験機関が発行した急制動試験成績書を提出するものとする。

別添 2 (2-13 関係)

並行輸入自動車審査要領

別表 1 (別添 2 の 1. 関係)

(1)～(5) (略)

(6) 資料名 1 6 「保安基準への適合性を証する書面」とは、次に掲げる技術基準のうち当該車両に適用されるものに適合することを証する書面をいう。

(1) (略)

(2) 標準改造要領によらない改造を行う場合には、4. に基づく届出の際に、当該自動車の製作者又は公的な試験機関が発行した急制動試験成績書を提出するものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1. 届出書(第 1 号様式) (略)	(略)	能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。 (略)	次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。 (略)	(略)

別添 2 (2-12 関係)

並行輸入自動車審査要領

別表 1 (別添 2 の 1. 関係)

(1)～(5) (略)

(6) 資料名 1 6 「保安基準への適合性を証する書面」とは、次に掲げる技術基準のうち当該車両に適用されるものに適合することを証する書面をいう。

細目告示別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準、細目告示別添 6 「衝撃吸

細目告示別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」、細目告示別添 6 「衝撃吸収式かじ取り装置の技術基準」、細目告示別添 9 「イモビライザの技術基準」、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」、細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」、細目告示別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」、細目告示別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」、細目告示別添 25 「突入防止装置の技術基準」、細目告示別添 27 「内装材料の難燃性の技術基準」、細目告示別添 28 「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」、細目告示別添 31 「座席ベルト取付装置の技術基準」、細目告示別添 32 「座席ベルトの技術基準」、細目告示別添 34 「後部後傾抑止装置の技術基準」、細目告示別添 35 「年少者用補助乗車装置の技術基準」、細目告示別添 36 「とびらの開放防止の技術基準」、細目告示別添 37 「窓ガラスの技術基準」、細目告示別添 78 「盗難発生警報装置の技術基準」、細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」、細目告示別添 87 「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」及び細目告示別添 93 「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」

(7)、(8) (略)

収式かじ取り装置の技術基準」、細目告示別添 9 「イモビライザの技術基準」、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」、細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」、細目告示別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」、細目告示別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」、細目告示別添 25 「突入防止装置の技術基準」、細目告示別添 27 「内装材料の難燃性の技術基準」、細目告示別添 28 「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」、細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」、細目告示別添 31 「座席ベルト取付装置の技術基準」、細目告示別添 32 「座席ベルトの技術基準」、細目告示別添 34 「後部後傾抑止装置の技術基準」、細目告示別添 35 「年少者用補助乗車装置の技術基準」、細目告示別添 36 「とびらの開放防止の技術基準」、細目告示別添 37 「窓ガラスの技術基準」、細目告示別添 77 「盗難発生警報装置の技術基準」、細目告示別添 79 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」、細目告示別添 86 「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」及び細目告示別添 92 「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」

(7)、(8) (略)

附表（別添2の別表1備考（2）関係）

技術基準の確認方法

細目告示別添の技術基準	確認方法
細目告示別添1～37（略）	（略）
細目告示別添78「盗難発生警報装置の技術基準」	ECE規則第97号又はEEC74/61に基づき製造されたことをEマーク等により確認する。
細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」	脱落式であるか又は、Eマーク等により確認する。
細目告示別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」	表面が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、内部構造物に硬い接触感がないことを確認する。
細目告示別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」	試験結果を記載した書面により確認する。

別添3（2-16関係）

出張検査実施要領

別添4（2-17関係）

街頭検査等実施要領

附 則（平成15年12月12日検査法人規程第23号）

この規程は、平成15年12月12日から施行する。

附表（別添2の別表1備考（2）関係）

技術基準の確認方法

細目告示別添の技術基準	確認方法
細目告示別添1～37（略）	（略）
細目告示別添77「盗難発生警報装置の技術基準」	ECE規則第97号又はEEC74/61に基づき製造されたことをEマーク等により確認する。
細目告示別添79「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」	脱落式であるか又は、Eマーク等により確認する。
細目告示別添86「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」	表面が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、内部構造物に硬い接触感がないことを確認する。
細目告示別添92「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」	試験結果を記載した書面により確認する。

別添3（2-15関係）

出張検査実施要領

別添4（2-16関係）

街頭検査等実施要領